

2020年度同志社大学大学院司法研究科  
履修免除試験問題解説  
民事訴訟法

第1問 (配点: 4×5=20点)

民訴法の基本判例の知識・理解を問う○×問題である。解答は以下の通りとなる。

- (1) × 最判昭37・12・18民集16巻12号2422頁〔百選9事件〕
- (2) ○ 最判昭44・10・17民集23巻10号1825頁〔百選92事件〕
- (3) ○ 最決平18・10・3民集60巻8号2647頁〔百選67事件〕
- (4) × 遺産確認の訴えは固有必要的共同訴訟である(最判平元・3・28民集43巻3号167頁〔百選100事件〕)が、遺言無効確認の訴えは固有必要的共同訴訟ではない(最判昭56・9・11民集35巻6号1013頁)
- (5) ○ 最判昭61・9・4判時1215号47頁〔百選112事件〕

第2問 (配点: 30点)

裁判上の自白についての知識・理解を問う問題である。

自白の成立要件は、一般に、①口頭弁論又は弁論準備手続における弁論としての陳述であること、②相手方の主張と一致する陳述であること、③事実についての陳述であること、④自己に不利益な陳述であることである。③については、自白の対象となる「事実」とは主要事実に限定されるのか、④については、「不利益」とは何か(証明責任説や敗訴可能性説など)について議論がある。また、④の要件はそもそも不要であるとする説もある。

自白の撤回要件は、判例・通説によれば、①相手方の同意がある場合(最判昭34・11・19民集13巻12号1500頁など)、②刑事上罰すべき他人の行為により自白した場合(大判昭15・9・21民集19巻1644頁など)、③自白の内容が真実に反し、かつ錯誤に基づいて自白をした場合(大判大4・9・29民録21輯1520頁〔百選56事件〕など)のいずれかに当たる場合であると解されている。④の場合については、反真実と錯誤のどちらを重視すべきかをめぐって議論がある。

第3問 (配点: 問(1)20点+問(2)30点=50点)

事例問題の分析を通じて、管轄および既判力についての知識・理解を問う問題である。

問(1)

事物管轄とは、第一審を、簡易裁判所と地方裁判所のどちらにするかにするかの定めであり、訴訟の目的の価額(訴額)によって配分される。140万円以下の請求は、簡易裁判所の管轄となり(裁判所法33条1項1号)、140万円を超える請求又は不動産に関する訴訟は、地方裁判所の管轄となる(裁判所法24条1号)。本事例では、訴額は200万円なので、地方裁判所が管轄を有する。

土地管轄とは、同種類の裁判所の中で、どの所在地の裁判所に分担させるかの定めであり、ある事件の裁判籍の所在地を管轄区域内にもつ裁判所が管轄裁判所となる。本事例は、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟であるので、不法行為地である京都市にも裁判籍が認められ(民訴法5条9号)、京都地方裁判所が管轄を有する。

問(2)

本事例のような後遺症に基づく損害賠償請求が、前訴判決の既判力に抵触しないという結論については争いが無いが、その理論構成をめぐっては議論がある。あり得る構成としては、①前訴と後訴で訴訟物は別であるとする(既判力の客観的範囲からのアプローチ)、②後遺症は前訴の基準時後の新事由であるとする(既判力の時的限界からのアプローチ)、③前訴における主張の期待可能性で調整すること(既判力の根拠からのアプローチ)などがある。判例(最判昭42・7・18民集21巻6号1559頁〔百選82事件〕)は、前訴を一部請求、後訴を残部請求と見ることによって、基本的に①の方向で構成する。